

人権café Vol.3



民医連新聞発行所 全日本民医連医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会

「健康で長生き」は人々の願いです。その実現は本来喜ばしいことなのに、高齢者が生きることには希望を持ってないような現実があまりにも多すぎます。貧困の拡大はもちろん、「孤独死」「孤立死」「介護心中」……。そうした人々の不安の原因は多分に、高齢者の人権を軽視し侵害するような社会保障削減の政治にあります。福祉が後退するたびに、「長生きは悪なのか」「年寄り早く死ぬということか」などの怒りの声が広がります。新型コロナウイルスの感染拡大と医療崩壊のなかで、「いのちの選別」が現実化しています。年齢に関わりなく、犠牲にしている命などありません。「いのちの平等」の意味を深めながら、高齢者の人権について考えましょう。

Welcome!



全日本民医連HPに
関連情報を掲載

シリーズ//



医療介護の現場で考える人権



私は、介護老人保健施設などの運営に携わっています。高齢になり、介護が必要となった時に、どこで誰と過ごすのかを決める時が必ず来ます。本人の希望を最大限尊重しなければならぬはずですが、現実には限界があります。介護施設では、「介護する側」と「介護される側」の関係が生じ、このパワーバランスは崩れません。「介護される側」からの視点で見ると、随分と人権を無視した状況が発生しているかもしれないね」と、職員間で相談しながら取り組んでいます。高齢者の生命や身体的な介護を扱い、ケアは閉鎖的な環境下で提供されることもあるため介護職の考え方に左右されやすい面もあります。また、転倒・誤嚥・徘徊…と「リスク」があふれています。「事故がなく安全なこと」をあまりに最優先しすぎて、本人の自由を、希望を奪ってはいないかを考えてみましょう。自分の行動は高齢者の人権を無視していいのでしょうか。



介護が必要となった時を考えてみよう
〜「高齢者の人権」と向き合う現場から〜
医療法人健友会(山形) 介護事業部長 土門 祐

AさんはALS(筋萎縮性側索硬化症)で嚥下能力の低下が著しい状態でしたが延命治療は望まず、自宅に退院しました。「ベスト状態ではなく、少しでも形が残っている物が食べたい」と希望があり、ヘルパーは医師に確認しながら、本人の好む食材や味付けで調理方法を工夫しました。意思表示や嚥下能力が低下していく中でも、本人の思いや希望を尊重できるように、写真付きのメニューを提示したり、舌でつぶせる硬さを追求。Aさんは、痛みと闘いながら「わがままに付き合ってくれてありがとう」と最期まで何とか食べようとしてくれました。自分の人生を自分らしく生きることが、わがままではなく当然の願いです。生きる気持ちを持ち続けることが出来たのは、Aさんらしさを受け止め、支援したヘルパーがいたからだと思っています。しかし、『自分らしく生きる』を支えるヘルパーなどの担い手不足は深刻です。介護保険制度の在り方と介護人材不足が、介護を必要とする方の人生に影響しています。



自分らしく生きることがわがままなのか
〜介護保険制度改悪による影響〜
千葉勤労者福祉会
ヘルパーステーションなのはな二和事業所
事業所所長 藤原 淳



人権基礎講座 3

国境を超える人権



Q.5

国際的な人権保障は
どう確立したのでしょうか?

第2次世界大戦後、人権は国内問題から国際問題に発展します。ファシズムや軍国主義が人々の人権をじゅうりんし、平和を破壊し、世界大戦に結びついたことから、「人権がなければ平和もない」という歴史の教訓を経て、「国際的な人権保障」という考え方が初めて登場することになりました。国連憲章(1945年)では国連の目的として、国際平和の維持とともに、「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」が明記されています。つまり、国際的な人権保障の出発点が国連憲章です。そしてこの憲章の精神を具体化し、人間として一人の例外もなく、どこにいても、誰にでも、いつでも尊ばれ、守られるべき権利について具体的にリストアップする作業が行われました。その結果1948年の国連総会で採択されたのが、世界人権宣言です。



Q.6

国際人権法の先がけは「世界人権宣言」と
言われますが、どんな内容ですか?

世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」(前文)を定めたものとして公布されました。国際的に保障されるべき人権の内容を初めて包括的に示した国際文書、いわば人権のガイドラインとして画期的な意義を持っています。宣言は大きく分けて自由権、参政権、社会権の3つの内容からなる、30の条文で構成されています。最初に第1条と第2条で、人権の基本的原則を掲げたうえで「人権café vol.1」(Q1参照)、第3〜20条で自由権(生命、身体の安全、財産権、表現の自由など)、第21条で参政権、第22〜27条で社会権(社会保障、労働、教育の権利など)を定めています。この宣言には法的拘束力はありませんが、国連憲章の具体化として国連総会で採択されたものである以上、すべての国連加盟国が守るべき基本的人権基準になっています。その後、宣言に掲げられた人権を各国が法的義務を負う形にするため、条約をつくる作業が続けられました。<つづく>

